

## 盛岡市きれいなまち推進員要綱

(令和2年3月10日市長決裁)

### (設置)

第1条 清掃行政の円滑な推進を図るため、きれいなまち推進員（以下「推進員」という。）を置く。

### (活動等)

第2条 推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 家庭系廃棄物の集積場所の指定に係る連絡調整及び管理の指導に関すること。
- (2) 廃棄物の処理方法の指導に関すること。
- (3) 生活環境の清潔の保持に係る活動の周知及び指導に関すること。
- (4) ごみ減量活動の推進に関すること。
- (5) 印刷物の配布等清掃行政に関する周知に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項

2 推進員は、活動上知り得た秘密を漏らさないこと。活動を中止した後も、同様とする。

### (定数)

第3条 推進員の定数は、450人以内とする。

### (委嘱)

第4条 推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 推進員の任期は、3年（市長が別に定める推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (地区長)

第6条 推進員の活動を円滑に行うため、地区の代表として地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 推進員の活動に関する連絡調整及び助言に関すること。
- (2) 清掃行政に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の推進員の意見を聴いて当該推進員のうちから市長が委嘱する。

5 第2条第2項及び第5条の規定は、地区長について準用する。

### 附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、盛岡市きれいなまち推進員規則（平成7年規則第8号）に基づき委嘱している推進員の任期に関する事項は、なお従前の例による。